

京都府内の

京都市への提出分を除く

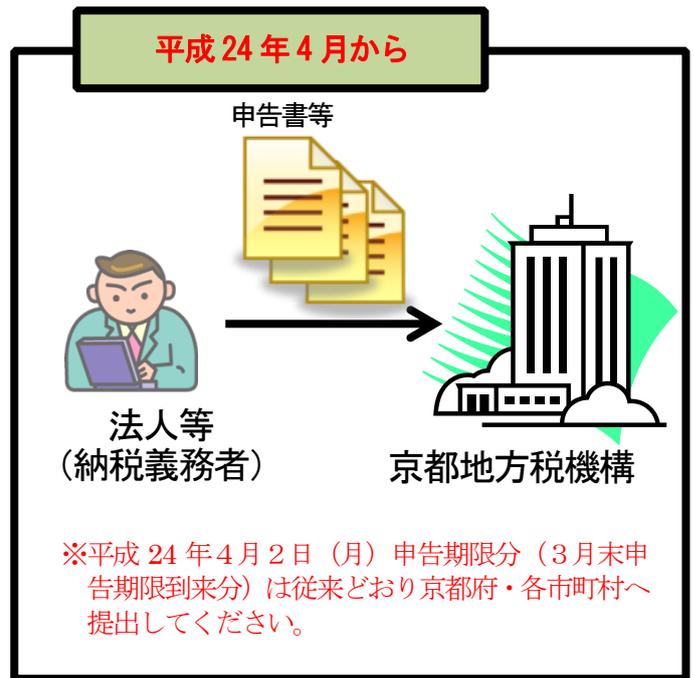
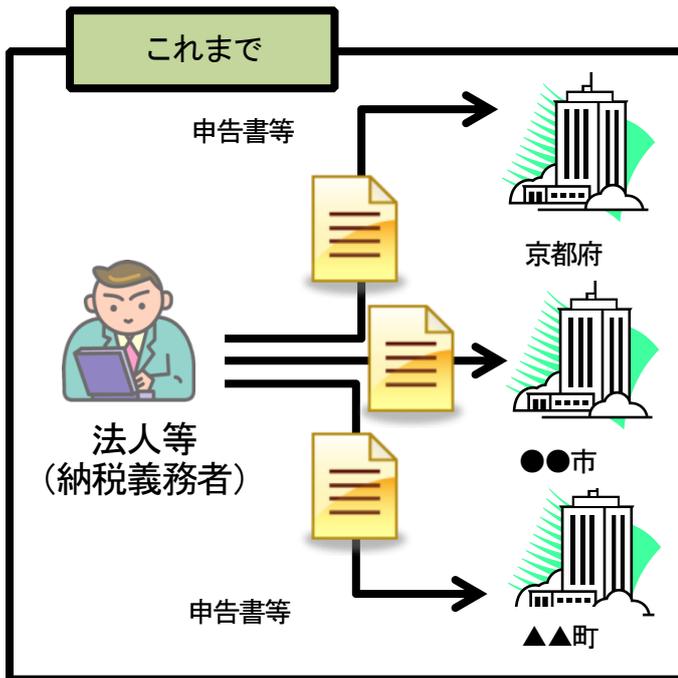
# 法人府民税・事業税の申告書等の 法人市町村民税の申告書等の 提出先が変わります



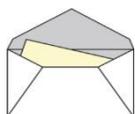
**平成24年4月から**

**法人府民税・事業税(地方法人特別税含む)及び法人市町村民税の申告書や届出書は京都地方税機構に提出(郵送可)をお願いします。**

これまで申告書等は京都府及び事業所等があるそれぞれの市町村に提出していただいていたのですが、平成24年4月からは京都地方税機構に申告書等を一括して提出できることや提出窓口を拡大することで納税者の方々の利便性の向上を図ります。



## 平成24年4月からの申告書等提出先



〒602-8054  
京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町 104-2  
京都府庁西別館 4階

京都地方税機構 申告センター

電話 : 075-414-5151 FAX : 075-411-1550

【MAP】京都府庁位置図



申告センター  
(京都府庁西別館4階)

裏面もごらんください

## Q&A

Q：京都地方税機構って何ですか？

A：納税者の利便性向上と公平で公正な税務行政を目指して平成21年8月に設立された広域連合（特別地方公共団体）です。京都府と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を共同して行うこととしています。

Q：京都地方税機構で何を行うのですか？

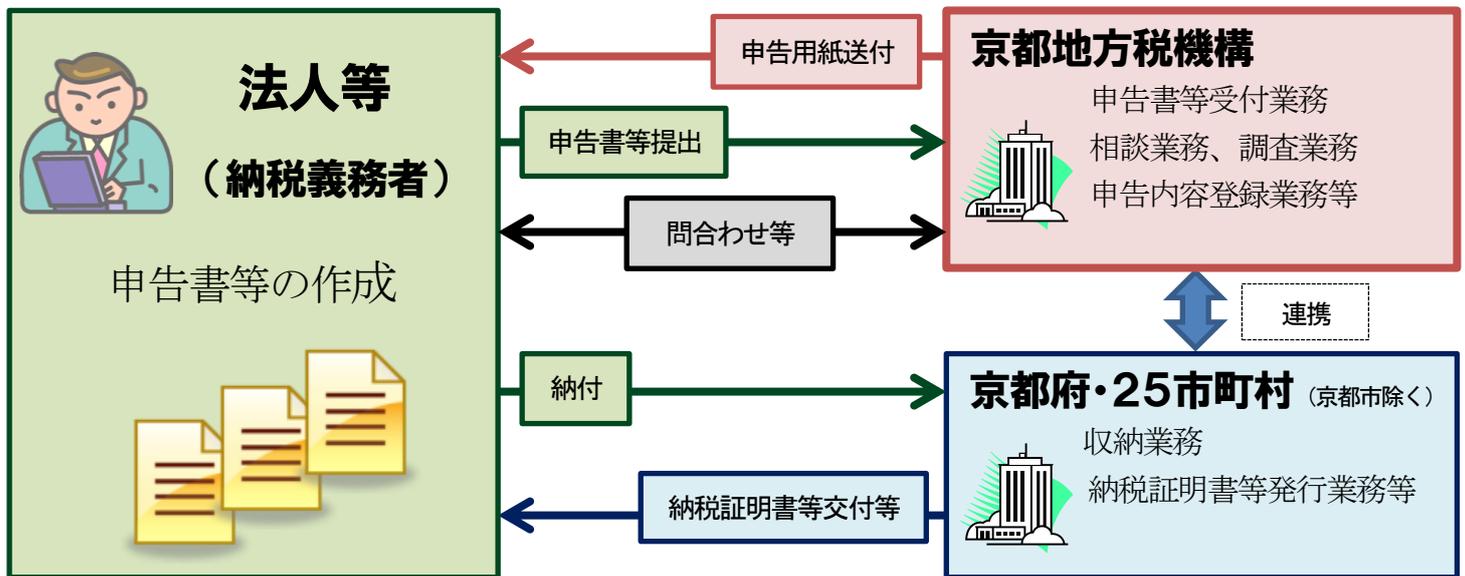
A：京都地方税機構は平成22年1月から京都府や市町村から滞納事案の移管を受け徴収業務を行っています。平成24年4月からは法人府民税・事業税及び法人市町村民税の申告書等の受付のほか、申告内容の登録や調査を行うなど、京都府及び各市町村が税額を決定するための各種事務を行うこととしています。

Q：京都府や市役所、町村役場に申告書等を提出できなくなるの？

A：京都府や市役所、町村役場へもそれぞれ提出していただけますが、できるだけ京都地方税機構に提出をお願いします。

Q：京都市へ提出している法人市民税の申告書等はどうすればいいの？

A：これまでどおり京都市に提出してください。



※納付手続、還付手続、納税証明書の発行はこれまでどおり京都府及び各市町村において行います。

この案内に関するお問合せ先(平成24年3月31日まで)

### 京都地方税機構事務局

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL:075-414-4499

FAX:075-411-1551

<http://www.zeimukyodoka.jp/>

※平成24年4月1日以降のお問合せ先は申告センターになります。

### eLTAX(エルタックス)のご案内

法人府民税・事業税(地方法人特別税含む)及び法人市町村民税の申告・申請・届出のほか固定資産税(償却資産)の申告、個人住民税(給与支払報告書)の報告もインターネットで行えます。是非こちらもご利用ください。

詳しくはeLTAX(エルタックス)ホームページをごらんください。

<http://www.eltax.jp/>

※eLTAX(電子申告)の提出先はこれまでどおり京都府・各市町村です。